

平成30年度シート

分担金・ 拠出金名	国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) 拠出金	種別	任意拠出金	30年度 予算額	87,939千円	総合評価	A
拠出先 国際機関名	国連薬物・犯罪事務所 (UNODC)						
国際機関等 の概要及び 成果目標	<p>(1) 設立経緯等・目的: 1990年及び1991年の国連総会決議に基づき設立された国連薬物統制計画 (UNDCP) 及び犯罪防止刑事司法計画 (CPCJP) が統合され、2002年に現在のUNODCが設置された。国連麻薬委員会 (CND) 及び国連犯罪防止刑事司法委員会 (CCPCJ) 並びに麻薬3条約、国際組織犯罪防止条約 (UNTOC) 及び国際腐敗防止条約 (UNCAC) の事務局機能を有し、国際テロ・国際組織犯罪に対する包括的なマンデートを付与された唯一の国連機関として、政策決定・規範設定・各国への技術協力を行っている。</p> <p>(2) 拠出の概要及び成果目標: 東南アジア諸国やアフガニスタン、中東・北アフリカ・サブサハラ諸国等に対するテロ対策・国際組織犯罪対策の能力強化支援等に拠出することにより、これらの犯罪を防止・撲滅し、国際社会の平和と安定・繁栄の確保に寄与することを目標とする。</p>						
1 専門分野 における活 動の成果・影 響力	<ul style="list-style-type: none"> UNODCは、国連決議及び各条約の締約国会議決議により、加盟国から求められたマンデートの実施をしており、各専門分野における指標を明確化する観点から、2か年ごとに国際組織犯罪対策、違法薬物含む違法取引対策、腐敗対策、テロ防止、司法等の9つの分野別の戦略枠組みを策定し、加盟国の法執行機関、司法機関等に対して技術支援を提供する等している。また、刑事司法や薬物対策分野では、国連最低基準の策定支援及び各国国内における実施支援やガイドラインの作成を行う他、CCPCJ及びCNDの事務局として、両委員会の運営や加盟国による決議案の企画・立案の支援作業も担っている。さらに、UNTOCやUNCAC、麻薬3条約の事務局として、これらの条約の締約国国内における実施、締約国間の国際協力の円滑化作業のほか、未締結国による条約締結の促進に努めている。 多方面で活動するUNODCは、持続可能な開発目標 (SDGs) 達成指標のGoal 16を構成する「法の支配」の促進や (薬物対策の観点から) Goal 3の「健康・福祉の増進」等、SDGs達成のための指標のうち15の指標をフォローアップする機関として国連から指定されている。 UNODCは、CCPCJとCNDの事務局として、SDGsの達成に向けた取組について毎年会期中にレビューし、SDGsの達成に向けた活動を中心的に担う国連経済社会理事会 (ECOSOC) に対して、個々に貢献等を行い、その成果を毎年報告している。 UNODCが毎年公表する世界薬物報告や犯罪動向刑事司法データは、国際社会における薬物や犯罪分野について現状や問題点を各国が認識する上で、有益な資料となっている。 この他、UNODCが作成した文書 (例: 2017年には、国連被拘禁者処遇最低基準規則 (マンデラルール) 促進のための内部調査メカニズムのチェックリスト、2015年に策定された薬物使用予防に係る国際基準の更新、刑務所での腐敗対策ハンドブック等) や作成を支援した文書 (例: 5年毎に開催される国連犯罪防止刑事司法会議 (コンGRESS) の政治宣言 (直近は2015年)、2016年国連麻薬特別総会 (UNGASS) の成果文書である世界薬物問題に関する共同コミットメント) は、各国が取組を実践する上での指針として機能している。 UNODCの取組の成果については、年次報告書や随時のニュース・レターの形で関係各国に配布するほか、ホームページやSNSで広く一般に向けて発信している。また、個別のプロジェクトについては、随時ドナー国に対する進捗報告や関係国が集まる会議やそのサイドイベントの場において、写真等を用いて分かりやすくアピールする等してビジュアル性を確保している。 犯罪分野では、国連安全保障理事会の下でのテロ対策の分析と評価を行う国連テロ対策委員会執行事務局 (CTED) と連携している他、世界税関機構 (WCO) や国際刑事警察機構 (ICPO) との間で各国の法執行機関のキャパシティ・ビルディング (能力構築) について緊密な協力を行っている。薬物分野では、近年重要視されるヘルスケア分野において、世界保健機関 (WHO) や国連合同エイズ計画 (UNAIDS) を始めとした国際機関と連携が図られ、予防・治療に関する国際基準の策定やHIV等感染防止のためのプロジェクトを合同で実施している。特に、WHOとの連携は非常に強く、新たに麻薬・向精神薬を規制対象に追加・変更する際は、WHOの専門家会合における評価・勧告に基づいて決定がなされ、CNDにはWHO関係者が出席している。また、違法薬物の取締においてもWCOと連携し、空港や海港における密輸取締プログラムを世界各地で共同実施している。 UNODCに対しては、その活動が国際社会及び日本にとって効果的かつ効率的なものとなるよう、その活動方針に関する決定を行うCCPCJ及びCNDを始め、様々な協議の場を通じて働きかけを行っており、日本の要請が適切に反映されている。例えば、UNODCの2か年戦略枠組み (2018年-2019年) には、日本がCCPCJにおいて主提案国となり提出した決議に含まれている外国人テロ戦闘員対策や過激主義対策がサブ・プログラム (テロ防止) に新たに追加されている。 						

<p>2 組織・財政マネジメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外部監査 対象年度：2016年、実施主体：国連会計検査委員会（Board of Auditors, BOA）、報告・提出月：2017年6月、結果及び対応：重大な誤りはないが、財務報告における不備、情報通信技術インフラ、障害者職員の受け入れ、SDGsへの貢献につき改善の余地がある旨指摘された。 ・財政状況の報告 報告・提出月：2017年6月（2016年度） ・財政面では、CCPCJ及びCNDにおいて、抛出国に対して2年ごとに予算計画の審議が行われるとともに、毎年財政状況が報告されている（直近は2017年12月実施）。このほか、UNODCの行財政問題についてより実務的に議論を行う場としてワーキンググループ（FINGOV）が設置されており、2017年には6回開催された。このWGにおいても財政状況について報告がなされ、関係国から説明や改善を求めることが可能である。また、2015年から国際公会計基準（IPSAS）に対応した会計システム（UMOJA）が導入され、抛出金の管理の厳格化、調達の透明性向上、関係国に対する情報発信の強化等が行われている。 ・人事面では、各国から職員構成につきジェンダーバランスの向上を強く求められており、UNODCは、職員の応募、採用、定着、昇進等の各過程で女性比率を高めるための取組を推進した結果、2016年末における男女比の割合は、組織全体では56対46となり、本部における職員数は女性が男性を上回った。2017年5月にはジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのグローバルプログラムを立ち上げ、ジェンダー平等戦略及び行動計画（2018年-2021年）を策定した。 ・日本を含めた関係国からプロジェクトの実施に要する間接経費の算定基準や本部（マネジメント）と地域事務所（プロジェクト実施）との間のリソース配分、職員のジェンダーバランス及び地域バランスの適正化等について、実態の説明や改善を重ねて求めてきた結果、UNODCによる情報開示や改善の努力が図られている。例えば、2018-2019年予算案の審議では、間接経費（PSC）について地域事務所への配分を含めた柔軟な活用を日本が求めた結果、その方向に沿って予算案が修正され承認された。また、これまで男性で占められていた本部局長級（D2）ポストに新たに女性（日本人）の採用が決定した。 ・2010年からUNODC事務局長直属の独立評価ユニット（IEU）を設置し、各部署から独立した立場で、UNODCが実施しているプロジェクトの評価を行っている。評価は、全てのプロジェクトを対象としており、UNODCの2か年戦略目標等との合致性、事業の効率性、有効性等を指標とした上で改善事項の勧告が行われ、ホームページに公表される。
<p>3 日本の外交課題遂行における有用性・重要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・世界各地にテロや国際組織犯罪が拡散し、地理的にも日本に近いアジアにおいて日本人が巻き込まれるケースが生じる中、2016年のG7伊勢志摩サミットにおいて策定したテロ及び暴力的過激主義に対するG7行動計画やその後のサミットでの関連文書にあるとおり、日本は国際的なテロ及び暴力的過激主義対策の推進を重要な外交課題として位置付けている。かかる取組において中心的な役割を果たすUNODCとの連携・協力は、外交政策を遂行する上で必要不可欠である。特に、これらの犯罪の根絶には、法執行当局関係者の能力強化や暴力的過激主義対策といった中長期的なソフト面での取組が必要であり、高い専門性を有するUNODCと連携することは、日本の外交政策の遂行にとって効果的かつ効率的である。また、これらの犯罪は国境をまたいで行われており、UNODCを介することで地域全体に資する具体的な支援を実施することが可能となり、これを日本の顔が見える形で実施することにより、地域における日本のプレゼンス上昇にも繋がっている。実際、日本は、上記G7行動計画でも確認されている「アジアにおけるテロ・暴力的過激主義対策」を重視する立場から、2016年以降アジアの水際対策等を重点的に支援しており、日本及び日本人の安全にも直結するアジアにおけるテロ・暴力的過激主義対策及び日本のプレゼンスの強化の両面で国益に資する支援を、UNODCを始めとする国際機関を通じて行っている。この中には、海洋を介して実行される国際的な組織犯罪対策に横断的に取り組むUNODC内の部局との連携も含まれ、これらは国際社会の平和と安定・繁栄のために日本が進める「自由で開かれたアジア太平洋戦略」にも即している。 ・このほか、日本は、2020年に第14回国連犯罪防止刑事司法会議（通称「 कांग्रेस 」。ハイレベルを含めた約5,000人が参加）を本邦にて開催する。同会議は、UNODCが事務局を務めるCCPCJが準備母体となって5年に一度開催する本分野での国連最大の会議であり、UNODCとの密な協力なくしてホスト国としての成功は達成し得ない。また、同年にはオリンピックパラリンピック東京大会等を控え、国内のテロ対策の重要性が益々高まる中、日本は2017年8月にUNODCが事務局を務めるUNTOCの締約国となったところ、UNODC及び加盟国との国際組織犯罪対策における法制度上の協力の一層の強化が重要となっている。 ・日本からの抛出金は、例えば、2017年度は、テロ組織や国際組織犯罪集団による犯罪手口が多種多様化する中で、空陸海の国境における法執行当局に対して最新の犯罪情報のインプットや取締能力及び捜査能力の向上に充てられ、その結果、違法取引の摘発や犯罪の未然防止が強化され、対象国・地域の安全の確保に寄与している。 ・日本は、2020年に कांग्रेस を京都で開催するところ、同分野における取組を国際社会にアピールする絶好の機会として、会議テーマの決定などにおいてUNODCと連携し、各国との調整を主導している。具体的には、2017年のCCPCJでは日本がCCPCJ議長を務め、日本が重視する「法遵守の文化」というテーマを कांग्रेस の中核概念に盛り込むことに成功するとともに、2018年のCCPCJにおいても日本が提案した कांग्रेस 準備に関する決議が全会一致で採択された。さらに、2018年4月には、UNODC内の कांग्रेस 担当部局に新たに日本人職員が着任し、日本との更なる緊密な連携が可能となった。また、薬物分野では、UNGASSの成果文書である世界薬物問題に対する共同コミットメントの作成にあたり、日本の立場のUNODCへの説明や各国への累次の働きかけの結果、日本が重視する合成薬物対策に係る言及が盛り込まれ、その後のCND等において重

要事項の一つとして扱われている。

・UNODC が事務局を務める CCPCJ 及び CND のいずれにおいても、日本は長年にわたり委員国として意思決定に関与する地位を確保（CCPCJ では 2017 年の選挙で再選（任期は 2020 年）。CND では前回選挙（2015 年）でトップ当選）。特に、日本の外交政策における UNODC の重要性を踏まえ、2017 年 1 月から 12 月の第 26 会期 CCPCJ において、北野在ウィーン国際機関日本政府代表部大使が全体議長を務めた。

・UNODC を介した支援は、二国間支援との連携・整合性にも留意している。例えば、テロ対策においては、日本は、二国間支援を通じて、日本で製造されたテロ対策資機材の調達を行いつつ、本拠出金により UNODC が得意とするキャパシティ・ビルディングを中心としたソフト面での支援を行っている。

・また、UNODC は、日本に直接的な支援が困難な国・地域や日本単独では効果的・効率的な支援が難しい分野での支援も担っている。UNODC が扱う支援は、刑事司法（テロ・犯罪捜査、訴追等）や法医学（薬物鑑定等）に関する高度な専門性が求められるとともに、その性質上、治安・政情の不安定な地域で活動するケースが多い。さらに、国境をまたいで行われる国際組織犯罪に対処するためには、地域的又は国際的な連携を促す支援が必要となるが、この点、UNODC は、高い専門性と世界約 50 か所のフィールドオフィスを通じた各国当局との繋がり、さらに他の国際機関との緊密な協力関係を有しており、UNODC を介することで初めて有効な支援が可能となっている。例えば、アフガニスタンにおけるテロ対策法制度整備、国境管理、麻薬対策等の同国に対する日本の具体的支援は、UNODC を介することで初めて実施可能となっているものである。

・さらに、UNODC を通じた支援において他のドナー国と連携することを通じ、当該ドナー国との協力関係も強化されている。例えば、日露は UNODC の麻薬対策プロジェクト（アフガニスタン及び中央アジア諸国の麻薬取締官に対するトレーニングの実施）を共同で支援しており、現在も実施中であるが、当該プロジェクトは、日露協力の成功事例として首脳会談でもたびたび取り上げられるなど、両国関係の発展に大いに貢献している。

・2013 年以来、双方ハイレベルの協議の枠組みとして「日・UNODC 戦略政策対話」（当方：外務省総合外交政策局長、先方：事務局長）を通じて、重点分野や重点地域を定めた共同行動計画を策定している。年に 1 回の頻度で開催（直近の開催は 2017 年 8 月）し、既存のプログラムをレビューし、あり得べき連携についての方向性を決定するとともに、日本の拠出案件をこれに則った形で実施し、かつ日本の貢献が見えるよう一層のビジビリティを確保するよう要請している。かかる観点から、日本が UNODC に拠出する際は、UNODC 事務局長の出席を得てキックオフイベントを実施しており、これはビジビリティの観点から効果が大きい。このような枠組みを UNODC が有するのは日本との間だけである。

・また、2018 年 5 月には日本の法務大臣や法務事務次官が UNODC 事務局長とウィーンで面会し、2020 年の京都 kongress の成功に向け、若者の関与を促進すること等で合意するなど、密接な連携を図っている。

・UNODC を通じて実施している「アジアにおけるテロ・暴力的過激主義対策」に関連し、水際対策や人口密集地での犯罪予防・取締活動に有用である顔認証システム等の日本企業の最先端顔認証技術が評価されている。UNODC に対する日本の拠出によって、日本企業の技術の海外展開が期待される。

・暴力的過激主義対策に資するワークショップを日本で行う機会を活用し、外務省の仲介により、更正・保護に関連する NPO/NGO の取組を紹介し、各国からの参加者の日本の取組への理解に繋がっている。

4 日本人職員・ポストの状況等	加盟国等の数	全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017 年 12 月末時点)	うち、 日本人職員数	うち、 日本人幹部職員数	日本人職員の比率 (2017 年 12 月末時点)	日本人職員数 (前年同時期)	日本人幹部職員数 (前年同時期)
	193	376	7	0	約 1.8%	4	0

その他特記事項：

・2018 年 6 月、事務局長に次ぐ幹部ポストである事業局長（D2）に日本人女性が着任することが決定済み（上記表には含まれない。）。

・2017 年 12 月現在、ドナー国の拠出額全体に占める日本の拠出率（8.7%）に比し、日本人職員在職割合は約 1.8%（2018 年 5 月時点で採用又は着任決定済みの 2 名を加えると約 3.2%）に留まるが、UNODC の職員採用においては、非拠出国又は拠出額が少ない途上国出身者についても地域バランスの観点から一定程度採用することが求められているため、拠出比率と同等の日本人職員比率を確保することは難しい（なお、主要拠出国である米国を見ても、拠出比率約 25%に対し、職員比率は約 6.2%（最新公表データである 2016 年末時点）に留まる。）。しかし、上記 1 年で日本人職員数が 4 名から 7 名に増加するとともに、UNODC における唯一の女性局長（D2）として日本人女性の採用が決定する等、職員全体に占める日本人職員のプレゼンスは大きく向上した。

	<p>・一般職としてウィーン本部の財務部門に日本人女性が勤務。また、コンサルタントとして地域事務所に日本人女性が勤務しており、正規職員（専門職）への採用に向けて支援を行っている。</p> <p>・2017年8月開催の第4回日・UNODC 戦略政策対話の成果として双方が協力して取り組む分野等を定めた「共同行動計画」の中には、日本人職員数の増加の重要性が共通認識として盛り込まれている。また、近年、その他のハイレベル協議を含めた累次にわたる意見交換等を通じ、日本人職員増強の重要性の理解がさらに深まり、双方の連携により日本人採用が実現する事例が増加し、前年と比べ大きく増加するという成果が生まれた。</p>	
5 PDCA サイクルの確保等	PLAN	日本の拠出金は原則として個別プロジェクトにイヤマークされており、毎年、日本との協議結果を踏まえてUNODCから提案されるプロジェクト案を審査した上で、案件採択の可否を決定している。その際の重点分野や重点地域については、「戦略政策対話」の結果を踏まえて「日・UNODC 共同行動計画」を策定・改訂することにより決定している。
	DO	日本からの拠出が確定した後、UNODC側の準備が整い次第、送金を実施。プロジェクトの進捗については、担当プロジェクトマネージャーと累次面会して状況を聴取するほか、ワークショップ等が行われる際は、現地在外公館からも出席し、最新状況の把握に努めている。また、プロジェクトの進捗状況及び財務状況については年度毎に提出させるとともに、プロジェクト終了後には、速やかに報告書の作成と提出を求めている。また、ビジビリティの確保については、プロジェクトの開会式典への現地在外公館からの出席やプレスリリースによるほか、UNODCに対し、プレスリリースやパンフレット作成に当たって日本による支援を明記する等の対応を求めている。
	CHECK	UNODCでは、その実施する全てのプロジェクトについて、UNODC事務局長直属のIEUによる評価を行っており、評価を受け、各プロジェクトマネージャーは当該勧告に沿って改善を図ることが求められる。また、複数のプロジェクトに共通する課題を抽出することで、組織全体の改善事項の洗い出しを行っている。全ての評価報告書は公表される。当該内部評価の過程では、日本も拠出国としての意見を評価者に提出することにより、その評価・勧告に関与。また、UNODC全体の予算執行状況や財務状況については、毎会計年度、BOAによる監査を受けている。さらに、日本としては、CCPCJ及びCND、より実務的な議論が行われるFINGOVの場において、UNODCの予算計画や財政状況の監視を行っている。
	ACT	個々のプロジェクトについては、各担当プロジェクトマネージャーとの協議や、UNODCの内部評価における意見提出を通じて、改善を図っている。また、進捗が芳しくないプロジェクトや担当部署に対しては、翌年度のプロジェクトの採択においてマイナスの要素として考慮している。また、UNODC全体の予算執行状況や財務状況については、CCPCJやCND、FINGOV等の場で議論を行い、改善を図っている。
	<p>・財政状況の報告 2016年度は4件のプロジェクトに拠出。いずれも中・長期的なプロジェクトであり、現在も継続中であるが、2017年度末（2018年3月）時点における全てのプロジェクトの進捗状況及び財務状況について報告書が提出されている。これらのプロジェクトを含め、これまでに用途等について問題が生じたことはない。</p>	
担当課室名	国際安全・治安対策協力室	